

令和 7 年

第 3 回 広陵町議会定例会議案

令和 7 年 9 月 1 2 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

報告第 2 0 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について	[1 頁]
報告第 2 1 号	令和 6 年度広陵町土地開発公社の経営状況の 報告について	[5 頁]
報告第 2 2 号	令和 6 年度広陵町水道事業会計継続費の精算 報告について	[7 頁]
議案第 4 3 号	副町長の選任につき同意を求めることについて	[1 1 頁]
議案第 4 4 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	[1 3 頁]
議案第 4 5 号	北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を 求めることについて	[1 5 頁]
議案第 4 6 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正することについて	[1 7 頁]
議案第 4 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 することについて	[2 1 頁]
議案第 4 8 号	広陵町立認定こども園条例等の一部を改正する ことについて	[2 7 頁]
議案第 4 9 号	広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 策定委員会条例の一部を改正することについて	[3 3 頁]
議案第 5 0 号	令和 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）	[3 7 頁]
議案第 5 1 号	令和 7 年度広陵町介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	[5 5 頁]
議案第 5 2 号	令和 7 年度広陵町学校給食特別会計補正予算 （第 1 号）	[8 1 頁]

〔議案第 5 3 号から議案第 6 0 号までは、別冊令和 6 年度決算書〕

議案第 5 3 号	令和 6 年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 4 号	令和 6 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 5 号	令和 6 年度広陵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 6 号	令和 6 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 7 号	令和 6 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 8 号	令和 6 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第 5 9 号	令和 6 年度広陵町水道事業会計決算の認定について	
議案第 6 0 号	令和 6 年度広陵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 6 1 号	馬見川調整池整備工事（5 工区）に係る請負契約の締結について	〔 9 5 頁〕
議案第 6 2 号	情報系情報通信機器の買入れについて	〔 9 7 頁〕
議案第 6 3 号	住民基本台帳ネットワークシステム関連機器の買入れについて	〔 9 9 頁〕
議案第 6 4 号	まほろば環境衛生組合理約の変更について	〔 1 0 1 頁〕
議案第 6 5 号	奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について	〔 1 0 5 頁〕

報 告 第 2 0 号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月12日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

健全化判断比率（令和 6 年度）

(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3年平均)	将来負担比率
広陵町の数値	—	—	5.3	28.6
法に定める 早期健全化基準	13.61	18.61	25.0	350.0

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字で健全であるため「—」表記としています。

〔参考〕

○早期健全化団体・財政再生団体の基準

(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3年平均)	将来負担比率
早期健全化団体	11.25～15.0	16.25～20.0	25.0	350.0
財政再生団体	20.0	30.0	35.0	

「早期健全化団体」になると

財政健全化計画の策定と外部監査を求めなければならない。また、総務大臣による必要な勧告を受けることとなる。

「財政再生団体」になると

財政再生計画の策定と外部監査、総務大臣の勧告に加え、起債発行の制限や収支不足額を振り替えるための再生振替特例債が許可される。

資金不足比率（令和6年度）

(%)

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	法に定める 経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

（注）資金不足比率は、いずれも資金不足がないため「－」表記としています。

報 告 第 2 1 号

令和 6 年度 広陵町土地開発公社の経営状況の
報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第
2 項の規定により、広陵町土地開発公社の決算を別紙のとおり
報告する。

令和 7 年 9 月 1 2 日 報告

広陵町長 吉 村 裕 之

報 告 第 2 2 号

令和 6 年度 広陵町 水道事業 会計 継続費 の 精算 報告
について

令和 6 年度をもって継続年度が終了した広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務について、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 2 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

令和6年度広陵町水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年割額	左の財源内訳		
					企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘 定留保資金
1 資本的 支出	1 建設改 良費	広 陵 町 配 水 本 管 布 設 替 耐 震 設 計 施 工 業 務	令和3年度	10,000,000	—	2,500,000	7,500,000
			令和4年度	214,000,000	—	47,762,000	166,238,000
			令和5年度	213,000,000	—	47,494,000	165,506,000
			令和6年度	213,000,000	—	47,494,000	165,506,000
			計	650,000,000	—	145,250,000	504,750,000

(単位：円)

実 績				比 較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
	企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘定 留保資金		企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘定 留保資金
10,000,000	—	2,500,000	7,500,000	0	—	0	0
194,620,700	—	45,178,000	149,442,700	19,379,300	—	2,584,000	16,795,300
178,208,400	—	39,708,000	138,500,400	34,791,600	—	7,786,000	27,005,600
266,971,700	—	47,882,000	219,089,700	△ 53,971,700	—	△ 388,000	△ 53,583,700
649,800,800	—	135,268,000	514,532,800	199,200	—	9,982,000	△ 9,782,800

議 案 第 4 3 号

副町長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 2 日 提 出

広陵町長 吉 村 裕 之

住所

氏 名 なか がわ たもつ 中 川 保

生 年 月 日

任 期 4 年

令和7年9月22日から令和11年9月21日まで

議 案 第 4 4 号

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 2 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

住所

氏 名 うえ むら 植村 よし ひさ 佳央

生 年 月 日

任 期 3 年

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

議 案 第 4 5 号

北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

次の者を北葛城郡公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項及び北葛城郡公平委員会規約（昭和４１年５月規約第１号）第３条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

住所

氏 名 なかむら 中村 のりふみ 典史

生 年 月 日

任 期 4 年

令和7年10月10日から令和11年10月9日まで

議 案 第 4 6 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正することについて

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広
陵町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例第15号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議 案 第 4 7 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
ことについて

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例
第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月広陵町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項の」を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第１７条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、１５分を単位として行うものとする。

第１８条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１８条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の適用の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議 案 第 4 8 号

広陵町立認定こども園条例等の一部を改正する
ことについて

広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第
18号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(広陵町立認定こども園条例の一部改正)

第1条 広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」の次に「、本町に、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園として」を加える。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条の表に次のように加える。

認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園	広陵町馬見北7丁目1番32号
----------------------	----------------

第4条の見出し中「利用定員」を「定員」に改め、同条の表に次のように加える。

認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園	150人	50人	50人	50人	0人	0人
----------------------	------	-----	-----	-----	----	----

(広陵町立保育所条例の一部改正)

第2条 広陵町立保育所条例（昭和36年10月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「入所定員」を「定員」に改め、同表広陵南保育園の項を削り、同表真美北保育園の項中「120人」を「62人」に改める。

第7条中「とおり」の次に「（第1号及び第3号にあっては、広陵西保育園に限る。）」を加える。

(広陵町立学校設置条例の一部改正)

第3条 広陵町立学校設置条例(昭和62年9月広陵町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広陵東小学校附属幼稚園の項及び真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の項を削る。

(町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第4条 町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年3月広陵町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第7項」を「第2条第6項」に、「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表38の項中「、幼稚園医及び保育所嘱託医」を「及び幼稚園医」に改め、同表39の項中「、幼稚園歯科医及び保育所嘱託歯科医」を「及び幼稚園歯科医」に改め、同表40の項中「、幼稚園薬剤師及び保育所嘱託薬剤師」を「及び幼稚園薬剤師」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月広陵町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士」を「及び主任教諭」に、「、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士」を「及び上席主任教諭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 こども園に関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議 案 第 4 9 号

広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定
委員会条例の一部を改正することについて

広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例（平成28年12月広陵町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例
の一部を改正する条例

広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例（平成２８年１２月広陵町条例第７号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び高齢者福祉計画策定」を「・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定等」に改める。

第１条中「及び高齢者福祉事業推進」を「並びに高齢者福祉事業及び認知症施策の推進」に、「及び高齢者福祉計画（」を「、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画（」に改め、「を策定」の次に「し、並びに計画の進捗状況を審議」を加え、「及び高齢者福祉計画策定」を「・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定等」に改める。

第２条第１号中「広陵町介護保険事業計画」を「計画」に改め、同条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第３条第２項第１号中「及び高齢者福祉」を「、高齢者福祉又は認知症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の広陵町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定等委員会条例の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表45の項中「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定」を「広陵町介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定等」に改める。

議 案 第 5 0 号

令和 7 年度 広陵町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度 広陵町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 9 7 , 3 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 0 6 8 , 5 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 2 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
	2 特別会計繰入金
20 町債	
	1 町債
21 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,390,000	53,372	3,443,372
3,390,000	53,372	3,443,372
3,269,195	3,800	3,272,995
1,803,391	3,800	1,807,191
1,544,620	4,200	1,540,420
852,467	4,200	848,267
551,797	14,120	565,917
551,797	7,328	559,125
0	6,792	6,792
729,900	51,000	780,900
729,900	51,000	780,900
0	479,210	479,210
0	479,210	479,210
16,471,287	597,302	17,068,589

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	2 児童福祉費
6 土木費	
	2 道路橋りょう費
7 消防費	
	1 消防費
8 教育費	
	1 教育総務費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,912,834	492,274	3,405,108
2,414,184	481,211	2,895,395
303,951	8,000	311,951
131,861	3,063	134,924
6,469,833	8,994	6,460,839
3,242,211	8,994	3,233,217
1,499,805	74,000	1,573,805
841,550	74,000	915,550
499,559	12,847	512,406
499,559	12,847	512,406
1,868,295	27,175	1,895,470
630,087	27,175	657,262
16,471,287	597,302	17,068,589

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
真美北保育園運営業務委託	令和8年度～ 令和12年度	829,596
広陵北かぐやこども園給食調理業務委託	令和8年度～ 令和12年度	151,569
教育振興基本計画等策定業務委託	令和8年度	5,000
真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園給食代替業務委託	令和8年度～ 令和12年度	37,838

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	償還の方法	利 率	償 還 の 方 法
新型 J アラート受信機整備事業債	千円 3,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
町道整備事業	千円 349,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 390,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
消防車両購入事業	28,300	同上	同上	同上	34,700	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
10 地方交付税	3,390,000
14 国庫支出金	3,269,195
15 県支出金	1,544,620
18 繰入金	551,797
20 町債	729,900
21 繰越金	0
歳入合計	16,471,287

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
53,372	3,443,372	
3,800	3,272,995	
4,200	1,540,420	
14,120	565,917	
51,000	780,900	
479,210	479,210	
597,302	17,068,589	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	総務費	2,912,834	492,274
3	民生費	6,469,833	8,994
6	土木費	1,499,805	74,000
7	消防費	499,559	12,847
8	教育費	1,868,295	27,175
歳 出 合 計		16,471,287	597,302

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3,405,108	8,000			484,274	
6,460,839	8,400			594	
1,573,805		41,100		32,900	
512,406		9,900		2,947	
1,895,470				27,175	
17,068,589	400	51,000		546,702	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	3,390,000	53,372	3,443,372
	1	地方交付税	3,390,000	53,372	3,443,372
	1	地方交付税	3,390,000	53,372	3,443,372

14		国庫支出金	3,269,195	3,800	3,272,995
	2	国庫補助金	1,803,391	3,800	1,807,191
	1	総務費国庫補助金	342,915	8,000	350,915
	2	民生費国庫補助金	851,717	4,200	847,517

15		県支出金	1,544,620	4,200	1,540,420
	2	県補助金	852,467	4,200	848,267
	2	民生費県補助金	490,707	4,200	486,507

18		繰入金	551,797	14,120	565,917
	1	基金繰入金	551,797	7,328	559,125
	1	財政調整基金繰入金	197,325	7,328	204,653
	2	特別会計繰入金	0	6,792	6,792
	1	介護保険特別会計繰入金	0	6,792	6,792

20		町債	729,900	51,000	780,900
	1	町債	729,900	51,000	780,900
	4	土木債	549,300	41,100	590,400
	5	消防債	38,600	9,900	48,500

21		繰越金	0	479,210	479,210
	1	繰越金	0	479,210	479,210
	1	繰越金	0	479,210	479,210

10 地方交付税 1 地方交付税 1 地方交付税
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	53,372	普通交付税	53,372

1 総務管理費補助金	8,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）	8,000
2 児童福祉費補助金	4,200	子ども・子育て支援交付金	4,200

2 児童福祉費補助金	4,200	子ども・子育て支援交付金	4,200

1 財政調整基金繰入金	7,328	財政調整基金繰入金	7,328
1 介護保険特別会計繰入金	6,792	介護保険特別会計繰入金	6,792

1 道路橋りょう債	41,100	町道整備事業債	41,100
1 災害対策債	9,900	消防車両購入事業債 新型Ｊアラート受信機整備事業債	6,400 3,500

1 繰越金	479,210	前年度歳計剰余金	479,210

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,912,834	492,274	3,405,108	8,000			484,274
	1	総務管理費	2,414,184	481,211	2,895,395				481,211
		2 財産管理費	837,733	479,211	1,316,944				479,211
		4 自治振興費	38,085	2,000	40,085				2,000
	2	徴税費	303,951	8,000	311,951	8,000			
		1 税務総務費	240,577	8,000	248,577	8,000			
	3	戸籍住民基本台帳費	131,861	3,063	134,924				3,063
		1 戸籍住民基本台帳費	131,861	3,063	134,924				3,063

3		民生費	6,469,833	8,994	6,460,839	8,400			594
	2	児童福祉費	3,242,211	8,994	3,233,217	8,400			594
		6 子ども育成費	266,647	8,994	257,653	8,400			594

6		土木費	1,499,805	74,000	1,573,805		41,100		32,900
	2	道路橋りょう費	841,550	74,000	915,550		41,100		32,900
		1 道路橋りょう維持費	129,024	5,000	134,024		4,500		500
		2 道路橋りょう新設改良費	563,150	69,000	632,150		36,600		32,400

7		消防費	499,559	12,847	512,406		9,900		2,947
---	--	-----	---------	--------	---------	--	-------	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	479,211	●基金関係費 479,211 ・財政調整基金積立金 149,211 ・減債基金積立金 130,000 ・公共施設等整備基金積立金 200,000
14 工事請負費	2,000	●生活安全対策費 2,000 ・防犯カメラ設置工事 2,000
18 負担金、補助及び交付金	8,000	●定額減税不足額給付金事業 8,000 ・給付金 8,000
12 委託料	3,063	●一般経費 3,063 ・住基ネット機器保守等委託料 3,063

14 工事請負費	3,606	●放課後子ども育成教室関係費 8,994 ・あすなるクラブ駐車場側溝整備工事 3,606 ・民間学童運営等補助金 12,600
18 負担金、補助及び交付金	12,600	

14 工事請負費	5,000	●道路橋りょう維持費 5,000 ・舗装・擁壁・水路修繕工事 5,000
12 委託料	30,000	
14 工事請負費	36,000	●町道整備費（町単） 69,000 ・測量・設計委託料 30,000 ・町道整備工事 36,000 ・町道用地取得費 3,000
16 公有財産購入費	3,000	

--	--	--

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
	1	消防費	499,559	12,847	512,406		9,900	
		2 非常備消防費	58,211	6,699	64,910		6,400	
		3 消防施設費	4,078	2,628	6,706			
		5 災害対策費	36,063	3,520	39,583		3,500	

8		教育費	1,868,295	27,175	1,895,470			
	1	教育総務費	630,087	27,175	657,262			
		1 教育委員会費	204,507	23,175	227,682			
		2 事務局費	423,780	4,000	427,780			

7 消防費 1 消防費 2 非常備消防費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	167	● 非常備消防費 6,699
		・ 手数料 103
17 備品購入費	6,499	・ 自動車損害保険料 64
		・ 消防車両購入費 6,499
26 公課費	33	・ 重量税 33
14 工事請負費	2,628	● 消防施設費 2,628
		・ 防火水槽修繕工事 2,628
12 委託料	3,520	● 災害対策費 3,520
		・ 新型Ｊアラート受信機更新業務委託料 3,520

27 繰出金	23,175	● 教育委員会費（教育総務課） 23,175
		・ 学校給食特別会計繰出金 23,175
12 委託料	4,000	● 一般経費（教育総務課） 4,000
		・ 教育振興基本計画等策定業務委託料 4,000

議 案 第 5 1 号

令和 7 年度 広陵町 介護保険 特別会計 補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度 広陵町 介護保険 特別会計 補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 4 3 , 8 7 0 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 0 3 6 , 0 7 0 千円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 , 5 7 6 千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 , 7 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)」及び「第 1 表 歳入歳出予算補正 (サービス事業勘定)」による。

令和 7 年 9 月 1 2 日 提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳 入

款		項	
4	支払基金交付金		
		1	支払基金交付金
8	繰越金		
		1	繰越金
歳入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
751,489	2,586	754,075
751,489	2,586	754,075
360	141,284	141,644
360	141,284	141,644
2,892,200	143,870	3,036,070

歳 出

款	項
5 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
7 基金積立金	
	1 基金積立金
歳	出 合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,592	86,965	89,557
2,592	83,749	86,341
0	3,216	3,216
0	56,905	56,905
0	56,905	56,905
2,892,200	143,870	3,036,070

第1表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0	3,576	3,576
0	3,576	3,576
23,157	3,576	26,733

歳 出

款	項
2 諸支出金	
	1 繰出金
歳	出 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	3,576	3,576
0	3,576	3,576
23,157	3,576	26,733

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）

1 総括
歳入

款		補正前の額
4	支払基金交付金	751,489
8	繰越金	360
歳入合計		2,892,200

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,586	754,075	
141,284	141,644	
143,870	3,036,070	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
5	諸支出金	2,592	86,965
7	基金積立金	0	56,905
歳 出 合 計		2,892,200	143,870

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
89,557				86,965	
56,905				56,905	
3,036,070				143,870	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		支払基金交付金	751,489	2,586	754,075
	1	支払基金交付金	751,489	2,586	754,075
	1	介護給付費交付金	721,618	2,586	724,204

8		繰越金	360	141,284	141,644
	1	繰越金	360	141,284	141,644
	1	繰越金	360	141,284	141,644

4 支払基金交付金 1 支払基金交付金 1 介護給付費交付金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分介護給付費交付金	2,586	過年度分介護給付費交付金 2,586

1 繰越金	141,284	前年度歳計剰余金 141,284

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
5		諸支出金	2,592	86,965	89,557			86,965
	1	償還金及び 還付加算金	2,592	83,749	86,341			83,749
		1 第1号被保 険者保険料 還付金	2,592	890	3,482			890
		2 償還金	0	82,859	82,859			82,859
	2	繰出金	0	3,216	3,216			3,216
		1 他会計繰出 金	0	3,216	3,216			3,216
7		基金積立金	0	56,905	56,905			56,905
	1	基金積立金	0	56,905	56,905			56,905
		1 介護給付費 準備基金積 立金	0	56,905	56,905			56,905

5 諸支出金 1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	890	● 第1号被保険者保険料還付金 890 ・ 保険料還付金 890
22 償還金、利子及び割引料	82,859	● 償還金 82,859 ・ 償還金、利子及び割引料 82,859
27 繰出金	3,216	● 他会計繰出金 3,216 ・ 一般会計繰出金 3,216
24 積立金	56,905	● 基金積立金 56,905 ・ 介護給付費準備基金積立金 56,905

歳入歳出補正予算事項別明細書（介護サービス事業勘定）

1 総括
歳入

款	補正前の額
2 繰越金	0
歳入合計	23,157

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,576	3,576	
3,576	26,733	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 諸支出金	0	3,576
歳 出 合 計	23,157	3,576

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3,576				3,576	
26,733				3,576	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰越金	0	3,576	3,576
	1	繰越金	0	3,576	3,576
		1 繰越金	0	3,576	3,576

2 繰越金 1 繰越金 1 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	3,576	前年度歳計剰余金 3,576

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		諸支出金	0	3,576	3,576				3,576
	1	繰出金	0	3,576	3,576				3,576
		1 他会計繰出金	0	3,576	3,576				3,576

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	3,576	● 他会計繰出金 3,576 ・ 一般会計繰出金 3,576

議 案 第 5 2 号

令和7年度広陵町学校給食特別会計補正予算
(第1号)

令和7年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
2 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
201,918	23,175	225,093
201,918	23,175	225,093
369,400	23,175	392,575

歳 出

款		項	
1	小学校給食費		
		1	小学校給食費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
243,899	23,175	267,074
243,899	23,175	267,074
369,400	23,175	392,575

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
2 繰入金	201,918
歳入合計	369,400

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
23,175	225,093	
23,175	392,575	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 小学校給食費	243,899	23,175
歳 出 合 計	369,400	23,175

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
267,074				23,175	
392,575				23,175	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	201,918	23,175	225,093
	1	一般会計繰入金	201,918	23,175	225,093
	1	1 一般会計繰入金	201,918	23,175	225,093

2 繰入金 1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金 (小学校給食費分)	23,175	一般会計繰入金 23,175

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		小学校給食費	243,899	23,175	267,074				23,175
	1	小学校給食費	243,899	23,175	267,074				23,175
	1	1 小学校給食費	243,899	23,175	267,074				23,175

1 小学校給食費 1 小学校給食費 1 小学校給食費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	23,175	●一般経費（教育総務課） ・施設備品
		23,175 23,175

議 案 第 6 1 号

馬見川調整池整備工事（5工区）に係る請負契約 の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 馬見川調整池整備工事（5工区）に係る請負契約 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 149,386,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1731番地1
山崎・乾特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社山崎産業
代表取締役 山崎 和英
構成員 株式会社乾興業
代表取締役 乾 恭幸 |
| 5 | 契約期間 | 議決の日から令和8年2月27日まで |

議 案 第 6 2 号

情報系情報通信機器の買入れについて

次のとおり物品を買入れしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 情報系情報通信機器の買替え
(搬入設置・現場調整作業及び機器保守を含む。) |
| 2 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 買入れの金額 | 25,909,950円 |
| 4 | 買入れの相手方 | 奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也 |

議 案 第 6 3 号

住民基本台帳ネットワークシステム関連機器の買入れについて

次のとおり物品を買入れしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 買 入 れ の 目 的 | 住民基本台帳ネットワークシステム関連機器の買替え
(搬入設置・現場調整作業及び機器保守を含む。) |
| 2 | 買 入 れ の 方 法 | 奈良県域での共同入札調達 |
| 3 | 買 入 れ の 金 額 | 29,239,496円 |
| 4 | 買入れの相手方 | 奈良県奈良市法華寺町219番1
NECフィールドディング株式会社 関西支社
奈良支店 奈良支店長 木村 真一 |

議 案 第 6 4 号

まほろば環境衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、まほろば環境衛生組合規約（令和2年3月10日奈良県指令市町村第1285号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

まほろば環境衛生組合規約の一部を変更する規約

まほろば環境衛生組合規約（令和２年３月１０日奈良県指令市町村第１２８５号）の一部を次のように変更する。

第５条中「大字東安堵９５８番地」を「大字笠目３２６番地１」に改める。

附 則

この規約は、令和７年１０月１日から施行する。

議 案 第 6 5 号

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合規約（昭和３８年８月２６日奈良県指令地第４６６号）の一部を次のように変更する。

第３条の表第１号の項右欄中「香芝市」を削る。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

